

(別表1)

申請に対する処分に係る審査基準・標準処理期間

(平成30年4月1日作成)

法令名	北海道立アイヌ総合センター条例及び同施行規則		
根拠条項	条例第11条及び施行規則第5条、第6条		
許認可等の種類	資料の貸出し		
法令の定め	<p>[北海道立アイヌ総合センター条例]</p> <p>第11条 アイヌ総合センター資料は、博物館法（昭和26年法律第285号）第2条第1項に規定する博物館の長、図書館法（昭和25年法律第118号）第2条第1項に規定する図書館の長その他の規則で定める者に対して貸出しをすることができる。</p> <p>2 前項の規定により貸出しを受けようとする者は、あらかじめ、指定管理者の承認を受けなければならない。</p> <p>[北海道立アイヌ総合センター条例施行規則]</p> <p>第5条 条例第11条第1項の規則で定める者は、次に掲げる者とする。</p> <p>(1) 独立行政法人通則法（平成11年法律第103号）第2条第1項に規定する独立行政法人が設置する博物館及び美術館、博物館法（昭和26年法律第285号）第2条第1項に規定する博物館並びに同法第29条の規定により文部科学大臣又は都道府県の教育委員会の指定した博物館に相当する施設の長</p> <p>(2) 社会教育法（昭和24年法律第207号）第21条に規定する公民館の長</p> <p>(3) 国立の図書館及び図書館法（昭和25年法律第118号）第2条第1項に規定する図書館の長</p> <p>(4) 学校教育法（昭和22年法律第26号）第1条に規定する学校の長</p> <p>(5) その他知事が適当と認める者</p> <p>第6条 条例第11条第1項の規定によりアイヌ総合センター資料の貸出しをすることができる期間（以下「貸出期間」という。）は、30日以内とする。</p> <p>2 前項の規定にかかわらず、指定管理者は、特に必要があると認めるときは、アイヌ総合センター資料の貸出期間を延長することができる。</p> <p>3 指定管理者は、必要があると認めるときは、貸出期間中であっても、アイヌ総合センター資料の返還を求めることができる。</p>		
審査基準	要件は上記法令に明示		
標準処理期間	総期間	5日・ <b>卍</b>	(注：休日は含まない。)
	経由機関	日・ <b>卍</b>	( )
	協議機関	日・月	( )
	処分機関	5日・ <b>卍</b>	(道立アイヌ総合センター )
処分担当課	道立アイヌ総合センター (電話番号：011-221-0462 ) (指定管理者：公益社団法人北海道アイヌ協会)		
申請先	同上 (電話番号：011-221-0462 )		
問い合わせ先	環境生活部アイヌ政策推進局アイヌ政策課 (電話番号：011-204-5185 [直通])		
備考	(公表アドレス： <a href="http://www.pref.hokkaido.lg.jp/ks/ass/shinsakijun.htm">http://www.pref.hokkaido.lg.jp/ks/ass/shinsakijun.htm</a> )		